

# 公益社団法人大崎法人会会費規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大崎法人会の定款第8条の規定に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

## (会費)

第2条 会員は、下記の会費(年間の会費額)を納入しなければならない。

### 【正会員】

- ①資本金 300 万円以上 2,000 万円までの法人の会費額は、均等割 3,000+資本金の 0.1%(100 万円単位)の額を年間会費額とする。
- ②資本金 2,000 万円を超える法人にあっては、年間会費額は上記の最高限度額の 23,000 円とする。
- ③資本金 300 万円未満の法人は、年間会費額 6,000 円
- ④農業協同組合 年間会費額 10,000 円

### 【賛助会員】

年間会費額 6,000 円

## (会費の用途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の 30%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

## (会費の納期)

第4条 会員は、毎事業年度、6月30日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。  
2 会費は、会員が指定した口座からの振替及び金融機関への納入割賦をもって納入するものとする。

## (中途入会の会費及び納期、分割納入)

第5条 事業年度中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期(4月から9月まで)の場合は年額の全額とし、下半期(10月から3月まで)の場合は年額の半額とする。  
2 前項の会費の納入は、この法人から入会の承認の通知を受けた日から、30日以内とする。ただし、年額 10,000 円以上の正会員にあっては、納期の分割納入を申し入れることができる。

## (会費の免除)

第6条 理事会は、正会員及び賛助会員から、第2条の規定にかかわらず、免除すべき相当の事由があると認める免除申請があった場合において、会費の免除を議決することができる。

## (改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

## 附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会の承認を得て別に定める
- 2 この規程は、公益社団法人大崎法人会設立登記の日(平成 23 年 11 月 1 日)から、施行する。